

## ○大府市公共下水道の私道への布設に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道事業の整備促進を図るため、いわゆる私道（以下「私道」という。）に公共下水道を布設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、両端又は一端が公道に接続していて、通路として利用しているものをいう。

(公共下水道布設条件)

第3条 私道に公共下水道を布設する場合は、次に掲げるすべての条件を備えていなければならない。

- (1) 公共下水道を布設及び維持管理するのに支障がないこと。
- (2) 布設しようとする公共下水道に汚水を排除すべき予定の戸数が2戸以上あり、かつ、速やかに公共下水道を使用開始することが明らかであること。
- (3) 私道の土地所有者等が公共下水道の布設を承諾していること。
- (4) 私道内の公共下水道布設期間はこれらの施設の存続期間とし、かつ、使用料が無料であること。
- (5) 私道の所有権を譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定しようとする場合は、譲受人その他の権利を取得する者に対して前号に規定する条件を受け継がせる旨の確約ができること。

(申請)

第4条 私道に公共下水道の布設を希望する者は、代表者を定め、私道内公共下水道布設申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 私道内公共下水道布設希望者名簿（第2号様式）
- (2) 私道内公共下水道施設設置承諾書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要とするもの

(適否の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は必要な調査を行い、その結果公共下水道の布設を決定したときは、私道内公共下水道布設決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(完成後の措置)

第6条 公共下水道の所有権は本市に帰属し、公共下水道の維持管理は市が行うものとする。

- 2 土地所有者等及び施設の利用者は、新たに当該施設の利用の申出があったときは、これを拒んではならない。
- 3 公共下水道が布設された私道の土地所有者等は、当該私道の現況を変更しようとする場合はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないものについては、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

私道内公共下水道布設申請書

年 月 日

大府市下水道事業  
大府市長

殿

代表申請者

住 所

氏 名

(TEL )

大府市公共下水道の私道への布設に関する要綱第4条の規定に基づき、下記の私道に公共下水道を布設して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

私道の位置

大府市

※添付書類 私道内公共下水道布設希望者名簿、私道内公共下水道施設設置承諾書、  
地積図

第2号様式（第4条関係）

私道内公共下水道布設希望者名簿				
図面対象番号	住所	氏名	印	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

私道平面図及び土地所有者区画図

- 注 1 住所、台所、風呂場等を記入すること。  
2 各戸の氏名を記入すること。  
3 私道の起点及び終点を明記すること。



第4号様式（第5条関係）

私道内公共下水道布設決定通知書

年 月 日

代表申請者 殿

大府市下水道事業

大府市長

印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の私道への布設については、下記条件を付け、布設を決定したので通知します。

記

1 布 設 場 所

2 工事予定期間 着 手 年 月 日  
完 了 年 月 日

3 条 件